

平成26年6月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成26年6月23日(月)

午後2時30分 開 会 午後3時28分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長	鈴木 猛 志
委 員	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(生涯学習課長事務取扱)	石橋多加士
教育総務課長	宮内 伸光	学校教育課長	永綱 英行
スポーツ振興課長	春山 敏郎	学校教育課課長補佐	向後 陽子
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	梅澤 幹直	学校給食センター所長	森 啓充
生涯学習課課長補佐	間山 文代	青少年指導センター所長	草野 元良
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
青少年文化会館長	高森 良文	体育館長	飯笹 博充
銚子高等学校事務長	大塚 明	教育総務課指導主事	平山 公治
教育総務課指導主事	本田 拓二		

5 議題等

議案第21号 銚子市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第22号 銚子市立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則制定について

議案第23号 銚子市青少年健全育成に関する規則制定について

議案第24号 平成27年度銚子市立高等学校第1年次入学者選抜要項について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後2時30分

ただいまより、平成26年6月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

5月20日に開催いたしました平成26年5月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 (異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。

では、教育長からお願いします。

【教育長】

前回の定例会から今日までの報告をさせていただきます。

まず、教育委員会関係でございます。1点目といたしまして、5月21日・22日・26日第1回学校長目標申告にかかる面接をいたしました。例年、市内の小中学校、市立高等学校の校長と面接を実施し、今年度の教育目標、それから具体的な方針を確認するものでございます。第2回につきましては、年度末にその成果と課題を確認いたします。

2点目ですが、5月28日水曜日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演会が実施され、鈴木委員長、松尾委員、八角委員と私が出席いたしました。講演については、21世紀型学力を創造するという内容で、文部科学省の調査官の田村 学氏の講演でございました。

3点目ですが、5月29日木曜日、管内第1回の教科用図書海匠採択地区協議会が開催されました。第2回は、7月3日木曜日に開催の予定です。この第2回で、次年度の小学校の教科書が決定する予定でございます。最終決定につきましては、7月教育委員会定例会にて、次年度使用小中学校教科書が決定される予定でございます。

4点目ですが、6月4日水曜日、中学校の再編に関して、市内の小中学校の校長と意見交換会を実施いたしました。大方の小中学校の校長から中学校の再編はやむを得ないといった声がございました。詳細については、また後ほどお話し申し上げたいと思います。また今後も各校長に各地区の意見の集約を依頼しておりますので、それを基に意見交換会を実施したいと思っております。

5点目ですが、6月3日火曜日、銚子市教育委員会学校訪問、今年度初めてでございます。明神小学校を訪問いたしました。

教育部関係でございますが、6月市議会定例会が開催されております。6月5日木曜日、本会議が開催されました。本会議上、大八木委員が議会の同意を得て、市長より任命されました。6月9日本会議、議案質疑、委員会付託がありました。続いて、6月13日金曜日から一般質問がありました。まず、笠原議員から就学支援について質問がありました。今年度の就学援助制度の認定にかかわる要保護、準要保護の児童

生徒数は何人かという質問でございました。続いて、6月16日月曜日の一般質問、桑村議員からの質問です。まず1点目、教育委員会制度の見直しについてどう考えるのかという質問でございました。この教育委員会制度の見直しにつきましては、後ほど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要を簡単にご説明申し上げたいと思います。2点目ですが、高校授業料全額徴収についてどう考えるのか、例えば、県下の高校では、支援制度の対象となる生徒と対象とならない生徒の間で若干差別意識があるというのを聞いているがどうかという質問でございました。3点目ですが、教育委員会の共催・後援についてです。現在教育委員会で行事等の共催、後援をしております。これについて、具体的には憲法を考える会への後援についてはどうなのかというものでございました。教育委員会としては、議論を二分するような内容については慎重にならざるを得ないという回答をしております。続いて、工藤委員からの質問は2点ございました。1点目ですが、学校再編、小中一貫校について、先日新聞報道等にありました教育再生実行会議についてでございます。小中一貫校についてはどう考えているのか、学校再編に関して旧西高の使用についてどう考えるのかという質問でございます。西高については、現在37年を経過して、もし使用するとすれば大規模改修が必要だと回答いたしました。さらには土曜授業について教育委員会としてどう考えているか、これについては、現時点では、土曜授業については考えておりませんと回答いたしました。続いて、星議員からは、銚子市再生の改革プランについて教育委員会としての見解はどう考えているのかという質問でした。銚子市再生の改革プランについては、教育委員会としましては、未収金の徴収、特に給食費の徴収について積極的に取り組んでいきたいと回答いたしました。また、再編についてもスピード感を持って取り組みますと回答いたしました。続いて、6月17日の一般質問では、宮内議員から、再編計画についてと余山貝塚遺跡について質問でございました。再編計画については、再編した後に空校舎ができる、その空校舎についてどう考えているかという質問でございます。具体的には、各地域の住民が参加する施設検討委員会などを設置し、統合と一緒に検討していきたいと回答いたしました。また、余山貝塚遺跡については、この近辺での資料館等の施設の開設についてはどう考えるのかという内容でございました。続いて、桜井議員ですが、耐震化の遅れと暑さ対策についてでございます。県下で非常に悪い耐震化率についてどう考えるか、何故かという質問でございました。また、暑さ対策について、ミストシャワーを設置してはどうかというものでございました。最後に、伊藤議員から、学校統合についての再編のスケジュール等についてです。スピード感を持って再編を進めてはどうかということと、小学校についてはどうなのかという質問でございました。中学校の再編を優先するが、ただ小学校の小規模となる学校については検討していきたいと答えております。6月18日の教育民生委員会ですが、補正予算についての案件があり、教育委員会の補正予算は無事通過をいたしました。また、請願2件、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」、「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書」でございます。これらも賛成多数で通過をいたしました。

最後に、生涯学習課でございますが、1点目といたしまして、青少年育成関係、6月1日に君ヶ浜しおさい公園で、第24回わんぱくフェスティバルが開催されました。主催が、銚子市少年団体連絡協議会で、ボーイスカウト、ガールスカウト等が参加しての開催でございます。公園を掃除し、その後、ゲーム等を行いました。

2点目の文化財関係でございますが、6月20日金曜日、登録有形文化財プレート伝達式を開催いたしました。飯沼町の磯角商店主屋の登録認定でございます。登録証及びプレートの伝達を行いました。磯角商店の主屋につきましては、昭和28年の建築ということで、本市では、長山町の内野家住宅洋館、犬吠埼灯台に次ぐ、3番目の国の登録有形文化財となります。私も、市長とともに参加をいたしました。大変素晴らしい建物であると、今までよくこのような建物が残っていたと感心をいたしました。機会があれば、ご覧になっていただければと思います。

長くなりましたが、私からは以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【委員長】

特に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、石川委員、松尾委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【全委員】 (異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第21号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校給食センター所長】

それでは、議案第21号「銚子市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

現在、委嘱しております銚子市学校給食センター運営委員会委員のうち10名が、人事異動等により退任されましたので、後任として新たに委員を委嘱しようとするものであります。委員として委嘱しようとする方々は、各関係機関から推薦のありました10名でございます。委員個々の氏名等は、名簿に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。なお、任期は、前任者の残任期間で、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの1年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議の程をお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

運営委員ですが、10名が替わったということで、現在、委員は何名でしょうか。

【学校給食センター所長】

運営委員会は、条例で25名以内をもって組織するというようになっておりますが、現在は、18名でございます。

【委員長】

運営委員会のトップは、教育長ですか。

【学校給食センター所長】

委員長は、委員の互選により選出されます。現在は、校長会から推薦された委員が委員長となっております。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第21号について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第4 議案第22号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第22号「銚子市立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

平成26年度の政府予算の成立を受け、国の「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」の一部改正がありました。この改正に伴い、減免規則を一部改正し、拡充しようとするものでございます。それでは、この規則の改正による主な内容を説明いたします。新旧対照表1ページ目をご覧ください。第2条、減免対象者についてですが、第1項第4号を右のように改正し、同時に就園する世帯の第2子以降及び小学校の1学年から第3学年までに兄又は姉が1人以上ある世帯については、所得制限を撤廃し、幼稚園保育料等の減免の対象とすることといたしました。また、附則の2を新設し、厚生労働省が平成25年8月1日から生活扶助基準の見直しを行ったことに伴い、他の制度への影響が生じる可能性が指摘されていることから、できる限りその影響が及ばないようにするため、改正前の基準を適用した場合、該当する世帯については、同号に該当するものとみなすこととしたものでございます。ページをめくっていただきまして、別表、第2条の2関係についてですが、第2条第1項各号で減免金額が異なるため「保護者の属する世帯区分」の行を追加し、世帯の構成及び所得状況に応じた減免金額を加えました。また、3ページ目、「保護者の属する世帯区分」の「3 第2条第1号第4号に掲げる世帯」が、先ほど説明いたしました所得制限を撤廃した世帯区分となりますので、あらたに表記しました。なお、この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は平成26年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松尾委員】

減免額が79,000円ということですが、実際の保育料のうちのどのくらい減免されているということなのでしょう。

【学校教育課長】

現在の保育料は月額6,300円ですので、全額ということになります。

【松尾委員】

この制度については、どのような形で保護者に連絡が行くのでしょうか。

【学校教育課長】

本日、この議案が承認されましたら、チラシを用意いたしまして全家庭に配布し、周知を図り、募るものでございます。

【委員長】

今年から変えるということは、国か県から指導や通知があったのでしょうか。

【学校教育課長】

この事業は、国の「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」の補助を受けて実施しているものでございます。そこで、先ほど申しましたように、政府予算が成立した際にこの要綱が改正され、拡充されましたので、国の要綱に従って市の補助も拡充するものでございます。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第22号について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第23号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【生涯学習課長】

議案第23号「銚子市青少年健全育成に関する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

これまで、千葉県の事務、本来、県の職員の仕事として行っていたものを、市町村の意向を踏まえて、市町村の事務として、その権限を県から市町村へ移譲できることが、県の条例で定められております。この条例に基づきまして、千葉県青少年健全育成条例に定める事務の一部について、県から銚子市へ移譲することをこれまで県と協議してまいりまして、結果、合意に至りまして、市の事務として受けたものであります。さらに市としても、教育委員会にこの事務を委任したほうが、速やかな対応ができること、また体制も整っていることから、教育委員会規則として制定しようとするものであります。千葉県青少年健全育成条例は、青少年の健全な育成のために、その育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的として制定されております。移譲される権限としては営業所等に立入調査等ができることとなります。その営業所

等は限定されておりまして、書店、レンタルビデオ店、カラオケボックス、ネットカフェ、携帯電話販売店等に立入調査することができまして、これまで市職員はその権限がありませんでしたので、権限が移譲されるということをございます。立ち入る職員については、教育長から生涯学習課の職員及び青少年指導センター職員が指定されることとなります。当面、青少年指導センターの2名の指導主事を予定しております。また、立入調査を行う際の身分証明書の調査員証が別紙様式にありますが、これを携帯して、調査の際には提示することとなります。先ほど営業所等の例示をしましたが、書店、レンタルビデオ店に対しては、有害図書及びアダルト向けの陳列場所が、他の書籍等と区分されているか、区分されていないか、勧告ができ、勧告に従わなければ命令することができます。また、カラオケボックス、ネットカフェは、青少年として、深夜入場が禁止されておりますので、立入調査して、資料等の提出や質問等を求めることができます。携帯電話販売店には、青少年が契約する際に有害情報が閲覧する機会が生じることやフィルタリングサービスの内容を保護者に説明し、その説明書を交付しているか等の調査を行えるものであります。さらに青少年が契約する際にフィルタリングサービスを利用しない場合は、正当な理由を記載した書面を販売業者に提出し、さらに保存しなければならないとなっておりますので、その記録を保存していない事業者に対し勧告することができ、また、勧告に従わない場合は、その事業者名を公表できることとなっております。この規則の施行は、平成26年7月1日を予定しております。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松尾委員】

今回、これで市職員が立入調査できるようになるということですが、今までは県職員が立入調査していたということですか。

【生涯学習課長】

県の知事部局の職員が、立入調査をしていました。県の出先機関が旭市にありまして、そちらの職員が立入調査をしていたということです。その権限が、銚子市に移譲されます。参考に、県内で、銚子市を含め4市町、銚子市、千葉市、富津市、大多喜町が権限を移譲されることになりまして、随時、他市も段階的に移譲されることとなりますが、とりあえずこの4市町が移譲されることになりました。

【松尾委員】

立入調査はどのくらいの頻度で行われていたのですか。また、今までの情報は、県から銚子市に来ていたのですか。

【青少年指導センター所長】

書店の場合、数年に1回、県から立入調査の依頼がありまして、書店を回って、こういう条例がありますがご存知ですかと聞いて、書籍の移動をお願いしていたという

ことは報告を受けています。

【委員長】

時間は関係ないのですか。

【生涯学習課長】

営業時間がありますので、事前に通報して立ち入ると、要領ではそのようになっております。

【委員長】

年に何回も行かないから、職員の数には影響しないということですか。職員数が足りなくなるということは無いのですか。

【生涯学習課長】

とりあえずは、青少年指導センターの職員が2名おりますので、対応できると考えております。また、市の負担に対して、報告を出し、その報告に基づき、県からその事務に対し交付金が交付されます。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【松尾委員】

賛成意見を述べさせていただきます。せっかく、市にこういった権利が移譲されたのであれば、是非有効に使っていただき、県から交付金も出るということですので、是非青少年の環境を守るように立入調査をしますよという姿勢を示していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【委員長】

他に討論はありませんか。それでは、これをもって討論を終結させていただきます。

【委員長】

これより採決いたします。議案第23号について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第6を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。

議案第24号は市立銚子高校の入学者選抜の案件で、公表前のため、審議は非公開にしたいと思えますが如何でしょうか。

【全委員】 (異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第24号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

【委員長】

この際、暫時休憩いたします。

関係職員以外は退室をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【委員長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【委員長】

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第24号は、原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成26年6月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成26年6月23日

署名委員 石川善昭

署名委員 松尾順子